

令和3年度第1回四街道市青少年問題協議会次第

令和3年12月16日(木) 10時～

市役所5階第1会議室

1. 開 会
2. 委嘱状交付
3. 会長挨拶
4. 市長挨拶
5. 委員・事務局紹介
6. 報告事項
 - (1) 令和2年度青少年関係事業報告(スポーツ青少年課・青少年育成センター)
 - (2) 令和3年度青少年関係事業計画(スポーツ青少年課・青少年育成センター)
7. 議 題
 - (1) 第44回四街道市青少年健全育成推進大会の実施について
 - (2) その他
8. その他
9. 閉 会

(1) 令和2年度青少年関係事業報告

実施時期	事業名	事業概要	実施場所	関係団体
4月～3月	街頭補導活動	青少年が集う場所を月に10回以上のパトロールを行い「愛の一声」活動を展開	市内各所	青少年補導委員連絡協議会
4月12日(日)	四街道市青少年相談員連絡協議会総会	令和元年度事業、決算報告 令和2年度事業計画(案)、予算(案)	書面議決	青少年相談員連絡協議会
5月22日(金)	印旛地区青少年相談員連絡協議会総会	令和元年度事業、決算報告 令和2年度事業計画(案)、予算(案)	書面決議	印旛地区青少年相談員連絡協議会
5月23日(土)	第21回青少年補導委員連絡協議会定期総会	令和元年度事業、決算報告 令和2年度事業計画(案)、予算(案)	青少年育成センター (書面開催)	青少年補導委員連絡協議会
5月26日(火)	第1回学校警察連絡委員会(第1回定期総会)	総会及び学校と警察の連携会議	南総合福社センター (書面開催)	学校警察連絡委員会
5月27日(水)	こども110番運営協議会	平成元年度活動報告 令和2年度活動計画(案)、予算(案)	青少年育成センター (書面開催)	こども110番運営協議会
6月19日(金)	千葉県青少年補導(委)員連絡協議会代議員総会	平成元年度事業、決算報告 令和2年度事業計画(案)、予算(案)	市川市 (書面開催)	青少年補導委員連絡協議会
7月4日(土)	第42回青少年健全育成推進大会	青少年健全育成功労者表彰 少年の主張、講演啓発キャンペーン	中止	青少年問題協議会 青少年育成関係団体等
7月14日(火)	第1回青少年問題協議会	第43回青少年健全育成推進大会について	市保健センター	青少年問題協議会
7月15日(水)	県下一斉合同パトロール	全学区補導委員合同による市内のパトロール	市内中心部4カ所 (中止)	青少年補導委員連絡協議会
7月31日(金)	第1回こども110番の家担当者会議	各小中学校PTA担当者への活動内容等の説明会	青少年育成センター	各小中学校PTA等関係者
8月22日(土) 23(日)	ふるさとまつり	会場内及び周辺警備	延期	青少年育成関係団体等
10月25日(日)	第51回千葉県青少年補導(委)員大会	功労者表彰、実践発表	銚子市 (書面開催)	青少年補導委員連絡協議会
10月31日(土)	印旛地区少年の日・地域のつどい大会	いんば おりんびっく2020	中止	印旛地区青少年相談員連絡協議会
1.1月4日(水)	県下一斉広域列車補導	駅構内、電車内補導等	千葉～四街道～佐倉 駅(中止)	青少年補導委員連絡協議会
11月21日(土)	第40回子どもフェスティバル	ゲーム(WORD HUNTER)	中央公園内	子ども会育成連合会
11月21日(土)	第14回青少年ユニカール大会	青少年ユニカール大会	中止	青少年相談員連絡協議会
11月25日(水)	第2回学校警察連絡委員会	各中学校区情報交換	南総合福社センター (中止)	学校警察連絡委員会
11月27日(金)	第2回こども110番の家担当者会議	各小中学校PTA担当者と事務局との情報交換会	青少年育成センター	各小中学校PTA等関係者
12月10日(木)	四街道市・千葉市隣接地区交流会	千葉市内街頭および情報交換等	千葉市きぼーる	青少年補導委員連絡協議会

			(中止)	
2月20日(土)	第35回青少年つなひき大会	青少年つなひき大会	中止	青少年相談員連絡協議会
2月26日(金)	第1回青少年問題協議会小委員会	第43回青少年健全育成推進大会 講師の選考等	第二庁舎	青少年問題協議会

(2) 令和3年度青少年関係事業計画

実施時期	事業名	事業概要	実施場所	関係団体
4月～3月	街頭補導活動	青少年が集う場所を月に10回以上のパトロールを行い「愛の一声」活動を展開	市内各所	青少年補導委員連絡協議会
4月11日(日)	四街道市青少年相談員連絡協議会総会	令和2年度事業、決算報告 令和3年度事業計画(案)、予算(案)	書面議決	青少年相談員連絡協議会
5月20日(木)	印旛地区青少年相談員連絡協議会総会	令和2年度事業、決算報告 令和3年度事業計画(案)、予算(案)	印旛合同庁舎	印旛地区青少年相談員連絡協議会
5月22日(土)	第22回青少年補導委員連絡協議会定期総会	令和2年度事業、決算報告 令和3年度事業計画(案)、予算(案)	青少年育成センター (書面開催)	青少年補導委員連絡協議会
5月25日(火)	第1回学校警察連絡委員会(第1回定期総会)	総会及び学校と警察の連携会議	南総合福社センター (書面開催)	学校警察連絡委員会
5月28日(金)	こども110番運営協議会	令和2年度活動報告 令和3年度活動計画(案)、予算(案)	青少年育成センター (書面開催)	こども110番運営協議会
6月4日(金)	第1回こども110番の家担当者会議	各小中学校PTA担当者への活動内容等の説明会	青少年育成センター	各小中学校PTA等関係者
6月25日(金)	千葉県青少年補導(委)員連絡協議会代議員総会	令和2年度事業、決算報告 令和3年度事業計画(案)、予算(案)	市川市 (書面開催)	青少年補導委員連絡協議会
6月29日(火)	第1回青少年問題協議会小委員会	青少年健全育成成功者の選考について	第二庁舎	青少年問題協議会
7月3日(土)	第43回青少年健全育成推進大会	青少年健全育成成功者表彰 少年の主張、講演啓発キャンペーン	中止	青少年問題協議会 青少年育成関係団体等
7月30日(金)	県下一斉合同パトロール	全学区補導委員合同による市内のパトロール	市内中心部4カ所 (中止)	青少年補導委員連絡協議会
8月	ふるさとまつり	会場内及び周辺警備	延期	青少年育成関係団体等
9月25日(土)	第52回千葉県青少年補導(委)員大会	功労者表彰、実践発表	浦安市(書面開催)	青少年補導委員連絡協議会
11月5日(金)	県下一斉広域列車補導	駅構内、電車内補導等	千葉～四街道～佐倉駅 (中止)	青少年補導委員連絡協議会
11月24日(水)	第2回学校警察連絡委員会	各中学校区情報交換	南総合福社センター	学校警察連絡委員会
11月26日(金)	第2回こども110番の家担当者会議	各小中学校PTA担当者と事務局との情報交換会	青少年育成センター	各小中学校PTA等関係者
11月28日(日)	第41回子どもフェスティバル	火おこし体験	総合公園キャンプ場	子ども会育成連合会
12月12日(日)	印旛地区少年の日・地域のつどい大会	NBA わくわくクイズラリー	坂田ヶ池総合公園	印旛地区青少年相談員連絡協議会
12月16日(木)	千葉市・四街道市隣接地区交流会	市内街頭補導および情報交換等	千葉中央コミュニティセンター	青少年補導委員連絡協議会

12月16日(木)	第1回青少年問題協議会	青少年育成センター事業について 第44回青少年健全育成推進大会について	本庁舎	青少年問題協議会
2月19日(土)	第15回青少年ユニカール大会	青少年ユニカール大会	総合公園体育館	青少年相談員連絡協議会
2月19日(土)	第36回青少年つなひき大会	青少年つなひき大会	中止	青少年相談員連絡協議会
2月下旬	第2回青少年問題協議会小委員会	第44回青少年健全育成推進大会 講師の選考等	第二庁舎	青少年問題協議会

I 令和2年度の相談活動・街頭補導活動の状況

1 相談活動

家庭、地域、学校、職場等で生じた様々な問題により、悩みを抱えた青少年や保護者、関係者からの相談に、スクールソーシャルワーカーや青少年育成指導教員が相談に応じている。

【相談方法について】

電話相談：家庭、地域、学校、職場等で起きた様々な問題に関して、悩みを持った青少年や保護者、関係者からの電話による相談に応じた。相談専用電話に加え、いじめ相談（フリーダイヤル）の回線を設けている。

来所相談：当施設に訪れた、悩みを抱える青少年や保護者、関係者への面接による相談に応じた。

訪問相談：家庭や学校を訪問して、青少年に関する様々な相談に応じた。

	電話相談	来所相談	訪問相談	ケース会議等	合計
件数(件)	203	139	11	8	361

※ 令和2年度相談状況:主に不登校や家族関係に関する相談が多い。

2 街頭補導活動

(1) 計画補導（青少年育成センターが計画する街頭補導 ※センター所員によるパトロールを含む）

JR四街道駅周辺、公園、コンビニエンスストア及び大型店舗等、青少年が集まりやすく非行や問題行動が行われやすい場所を、主に5つの時間帯・（登校時、10:00、14:30、16:30、18:30）に分け、青少年補導委員とセンター職員により重点的に巡回補導した。

		登校時	10:00	14:30	16:30	18:30	合計
実施回数	計画補導	7回	16回	23回	34回	14回	94回
	所員補導	13回	53回	100回	24回	3回	193回
従事者数 (延べ)		51人	178人	235人	225人	98人	787人

(2) 地区補導（青少年補導委員による地区ごとのパトロール）と5学区合同パトロール

市内5中学校区でそれぞれの地区単位で月に1～2回、その中学校区内の補導活動を実施した。また、全中学校区から一定の青少年補導委員が参加して実施する5学区合同パトロールを中学校区ごとに年に1回程度実施し、青少年補導委員の交流とともに他地区の街頭補導活動の状況を知る機会となっている。

①地区補導（補導委員が自主的に行う街頭補導活動）

学 区	四街道 中学校	千代田 中学校	旭 中学校	四街道西 中学校	四街道北 中学校	合 計
実施回数	17回	42回	20回	20回	23回	122回
従事者数 (延べ)	165人	110人	149人	123人	95人	642人

②5学区合同パトロール(学区毎に行うパトロールへ相互に参加)

※令和2年度は新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止

表1 令和2年度街頭補導状況（補導人数）

学識別 場所	小学生				中学生		高校生		その他		有職 少年		無職 少年		合 計		
	男子		女子		男 子	女 子	男 子	女 子	男 子	女 子	男 子	女 子	男 子	女 子	男 子	女 子	計
	低	高	低	高													
喫 煙																	
煙草所持																	
不健全娯楽																	
不良交友																	
怠 学																	
深夜徘徊																	
交通マナー								2								2	2
その 他																	
合 計								2								2	2

表2 令和2年度街頭補導状況（補導対象外に声かけした青少年の内訳人数）

学職別 場所	小学生				中学生		高校生		その他		有職少年		無職少年		合 計		
	男子		女子		男 子	女 子	男 子	女 子	男 子	女 子	男 子	女 子	男 子	女 子	男 子	女 子	計
	低	高	低	高													
ゲームセンター																	
公 園	54	54	33	29	55	32	44	33	9	4					216	131	347
大 型 店	6	36	11	10	93	63	246	251	8	10					389	345	734
駅				2	3	3	15	6	1	1					19	12	31
コンビニ等					2		29	39							31	39	70
路 上	12	20	13	10	56	55	399	445	170	160	4				661	683	1344
そ の 他								40								40	40
合 計	72	110	57	51	209	153	733	814	188	175	4				1316	1250	
	290				362		1547		363		4				2566		

II 令和2年度の不審者情報について

※青少年育成センターより配信した不審者情報は19件。

(具体的内容については四街道市ホームページ内の不審者情報を参照)

(1) 月別件数

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
R2年度	0	1	6	6	0	0	0	2	1
R元年度	0	3	0	2	0	1	0	1	2

	1月	2月	3月	合計
R2年度	0	1	2	19
R元年度	0	0	0	9

(2) 曜日別件数

	月	火	水	木	金	土	日	合計
件数	4	2	6	5	2	0	0	19

(3) 中学校区別件数

中学校区	四街道	千代田	旭	四街道西	四街道北	合計
件数	2	2	2	11	2	19

(4) 不審行為別件数

	痴漢	露出	暴行	盗撮	声かけ	つきまとい	その他	合計
件数	1	2	0	8	5	2	1	19

(5) 時間帯別件数

時間	小学生		中学生		高校生		成人		合計
	男子	女子	男子	女子	男子	女子	男性	女性	
6:00～9:00		3		2					5
9:00～12:00						1			1
12:00～15:00				1					1
15:00～18:00	4	3		3		1			11
18:00～21:00									0
21:00～				1					1
合計	4	6		7		2			19

Ⅲ 令和3年度の活動方針・活動計画

1 活動方針

青少年の犯罪件数は減少傾向にあるものの、インターネットやスマートフォン等の普及に伴う個人情報流出やポルノ情報の氾濫、SNSを介したいじめ、児童虐待件数の増加、不登校児童生徒数の増加、ゲーム・ネット依存等、青少年を取り巻く環境は複雑多様化している。

こうした今日的課題を踏まえ、地域社会、家庭、学校及び関係諸機関が問題を共有し、情報と行動による連携を深め、支援の輪を広げていくことが重要な課題である。

四街道市青少年育成センターでは、青少年を取り巻く環境や行動の実態を把握し、センターが有する機能を効果的に発揮していくことで、学校をはじめ家庭や地域社会に貢献できるものと認識している。青少年の健やかな成長を願い、様々な悩み事や問題行動、環境の改善等を支援するために以下の活動を行う。

(1) 相談活動の充実《 相談者の立場に沿ったきめ細かな相談活動 》

- ①青少年育成指導教員とスクールソーシャルワーカーを青少年育成センターに配置し、多様化する教育相談内容に対して適切な支援を行う。
- ②青少年育成指導教員による訪問相談を積極的に行い、不登校児童生徒のいる家庭支援体制の充実を図る。
- ③指導課「教育サポート室」と連携を図りながら不登校等の問題の解決に努める。

(2) 街頭補導活動の充実《 温かい「愛の一声運動」 》

- ①非行実態の掌握に努め、場所や時間帯に留意しての計画的な補導を行う。また、非行情報の収集と共有化に努め、迅速かつ適切な補導活動を展開する。
- ②多様化する青少年の問題等に対応するための研修を深め、補導技術の向上を図る。

(3) 学校・地域・関係諸機関との連携の充実《 第三者機関としての役割の推進 》

- ①学校への訪問を各学期に実施し、生徒指導上の課題や対応策等を協議しながら、学校支援を行う。
- ②地域や関係諸機関が主催する会議等を通じて積極的な交流を図り、情報連携や行動連携を深めるためにネットワークの拡充を図る。

(4) 広報・啓発活動の充実《 効果的な情報の発信 》

- ①青少年を取り巻く話題に関心を持ってもらえるような情報を正確かつ適時提供する。
- ②広報誌による情報発信に加え、啓発物の作成や市ホームページ、Facebook等を有効活用する。

(5) 環境浄化活動の充実《 有害環境から青少年を守るための環境浄化活動 》

- ①地域巡回や諸会合への参加を積極的に行い、正確な地域の状況の掌握に努める。
- ②有害な環境を浄化する意義を啓発し、関係機関や団体との連携を強化しながら、環境浄化への理解と協力を要請する。

2 活動計画

(1) 青少年健全育成支援に係る主な事業

①青少年補導委員の委嘱と街頭補導活動の推進

- ・令和3年度は「第11期青少年補導委員」（委嘱期間：令和2年6月1日～令和4年5月31日の2年間）の2年目に当たるので、活動の意図や目的を再確認し、活動の更なる充実を図る。
- ・令和3年5月22日（土）に、新規の補導委員の委嘱状交付式を開催する。（四街道市青少年補導委員連絡協議会定期総会に先立ち実施）
- ・補導活動回数 年間160回程度を予定（青少年補導委員 月1回参加）
- ・青少年補導委員1回のセンター計画補導に対して、報償費1,800円を支給する。

②年度初めに市内の小、中、高、特別支援学校の新入生保護者と小学校4年生の児童へ「青少年育成センター案内リーフレット」を配布し、悩み（いじめ）相談の受け入れについての周知を図る。

③小・中学校への訪問。学期に1回程度、青少年育成センター職員、指導課教育サポート室職員が学校を訪問し、教育活動の参観や情報交換を行い、学校の状況を把握するとともに、課題や対応策を協議する。

(2) 主な行事予定

①青少年育成センター主催会議等（会場：青少年育成センター）

期 日	名 称	参 加 対 象 者	備 考
令和3年4月14日(水)	第1回小・中生徒指導担当者会議	小中生徒指導担当者	実施
令和3年8月23日(月)	第2回小・中生徒指導担当者会議	小中生徒指導担当者	中止
令和4年2月16日(水)	第3回小・中生徒指導担当者会議	小中生徒指導担当者	予定
令和3年6月23日(水)	第1回中・高校補導委員等連絡会	中高補導委員等	実施
令和4年3月16日(水)	第2回中・高校補導委員等連絡会	中高補導委員等	予定
令和3年8月23日(月)	中学校・保護司会連絡会	中学校生徒指導、保護司	中止

②青少年育成センター関係行事等

期 日	行 事 名	会 場	備 考
令和3年 5月22日(土)	青少年補導委員連絡協議会定期総会	青少年育成センター	書面開催
令和3年 6月25日(金)	県青少年補導員連絡協議会総会	市川市	書面開催
令和3年 9月25日(土)	県青少年補導員連絡協議会大会	浦安市	書面開催
令和3年 5月25日(火)	学校警察連絡委員会総会	南部福祉センター	書面開催
令和3年11月24日(水)	第2回学校警察連絡委員会定例会	南部福祉センター	実施
令和3年 5月28日(金)	第1回こども110番運営協議会	青少年育成センター	書面開催
令和3年 6月 4日(金)	第1回こども110番の家担当者会議	青少年育成センター	実施
令和3年11月26日(金)	第2回こども110番の家担当者会議	青少年育成センター	実施
令和3年 7月 3日(土)	青少年健全育成推進大会・街頭キャンペーン	市文化センター他	中止
令和3年11月 4日(木)	学校安全対策会議	青少年育成センター	書面開催

○四街道市青少年育成センター条例

平成11年12月22日
条例第23号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第1項の規定により、四街道市青少年育成センター(以下「青少年育成センター」という。)の設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 市は、20歳に満たない者(以下「青少年」という。)の健全育成及び問題行動の防止を図るため、青少年育成センターを設置する。

(名称及び位置)

第3条 青少年育成センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称	位 置
四街道市青少年育成センター	四街道市鹿渡2001番地11

(業務)

第4条 青少年育成センターの業務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 青少年に関する相談並びにこれに対する指導及び助言
- (2) 青少年の問題行動の早期発見及び問題行動を起こした青少年の補導
- (3) 家庭、地域、学校、職場その他関係機関との連携
- (4) 青少年問題に関する資料の収集及び整備
- (5) 青少年に関する広報及び啓発
- (6) その他青少年の健全育成及び問題行動の防止に必要な業務

(職員)

第5条 青少年育成センターに、所長その他必要な職員を置く。

(補導委員)

第6条 青少年の街頭補導及び相談活動を実施するため、青少年育成センターに四街道市青少年補導委員を置く。

(委任)

第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年条例第19号)

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

○四街道市青少年育成センター条例施行規則

平成11年12月27日
教委規則第8号

(趣旨)

第1条 この規則は、四街道市青少年育成センター条例（平成11年条例第23号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(運営協議会の役員)

(青少年補導委員)

第2条 条例第6条に規定する四街道市青少年補導委員（以下「補導委員」という。）は、80人以内とし、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 小中学校及び高等学校の教職員
- (2) PTA会員
- (3) 民間有識者
- (4) 関係団体の構成員
- (5) その他教育委員会が適任と認める者

2 補導委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

3 補導委員が欠けた場合の補欠補導委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(身分証明書)

第3条 補導委員は、職務に従事するときは、身分証明書（別記様式）を常に携帯し、関係人から請求があったときは、これを提示しなければならない。

(補則)

第4条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成24年教委規則第4号）

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

第44回四街道市青少年健全育成推進大会の実施について（案）

1. 実施要項について

(1) 趣 旨

市民一人ひとりが、大人としての責任を持ち、青少年の健やかな人間形成に求められる真のコミュニケーションと明るい環境づくりを推進するため、その体制づくりへの積極的な取り組みを啓発することを目的とする。

(2) 日 時

令和4年7月2日（土） 9時30分～11時30分

(3) 場 所

四街道市文化センター

(4) 主 催

四街道市、四街道市青少年問題協議会、四街道市教育委員会

(5) 大会日程

受 付	9 : 0 0
◆ 青少年健全育成推進大会	
開会行事 ・開会のことば ・主催者代表あいさつ ・青少年健全育成功労者表彰 ・来賓あいさつ	9 : 3 0
少年の主張	1 0 : 0 0
講 演	1 0 : 3 0
大会宣言	1 1 : 2 5
閉会行事 ・閉会のことば	1 1 : 3 0
◆ 青少年健全育成キャンペーン	
キャンペーン	1 1 : 4 5
解 散	1 2 : 3 0

2. 具体的な内容

(1) 青少年健全育成功労者表彰

地域における青少年の健全育成に貢献又は育成活動に顕著な功績のあった者、及びその活動の中で青少年健全育成に貢献した団体を顕彰する。

① 表彰基準（四街道市青少年健全育成功労者表彰規程による）

区分	推薦条件	特記事項
個人表彰	ア. 青少年又は青少年団体の育成に功労のあった者（原則として現職を除き10年以上同一活動を行った者、又は現職で通算13年以上同一活動を行っている者） イ. 青少年で防犯・防火・人命救助・環境美化等の善行のあった者	<ul style="list-style-type: none"> ・年齢（高齢者）を考慮する。 ・青少年相談員は3期9年以上で退任後に表彰対象とする。 ・民生委員・児童委員は主任児童委員を務めた者を表彰対象とする。
団体表彰	青少年団体等で、その行為が表彰に値し、10年以上活動を行っている団体	<ul style="list-style-type: none"> ・子ども会を表彰する場合、市子ども会育成連合会の承認を必要とする。 ・スポーツ少年団を表彰する場合、スポーツ少年団本部長の承認を必要とする。
特別表彰	青少年で防犯・防火・人命救助・環境美化等の善行のあった者又は団体	<ul style="list-style-type: none"> ・市内在住でなくとも、市内で顕著な活動が認められる場合は表彰対象とする。
感謝状	青少年に所有する土地又は建物を無償で提供し、活動に利用された個人又は団体（原則として5年以上の場所提供者）	<ul style="list-style-type: none"> ・児童遊園に指定されている場合を除くものとする。 ・固定資産税相当分や光熱費等の支払いを受けている場合であっても、社会通念上、提供を受けた者が負担しても妥当と認められる場合は表彰対象とする。

※同一区分の表彰については、貢献又は活動内容が異なる場合であっても表彰しない。

② 表彰候補者の推薦依頼先

- ・ 区・自治会
- ・ ボーイスカウト
- ・ ガールスカウト
- ・ 四街道こどもネットワーク
- ・ スポーツ少年団
- ・ 市内各学校（小・中・高・盲学校・特別支援学校）
- ・ 更生保護女性会
- ・ 婦人会
- ・ 青少年問題協議会委員選出団体及び青少年問題協議会委員

③ 被表彰者の選考

推薦されたものについて、青少年問題協議会小委員会で選考する。

(2) 少年の主張

青少年が日常生活を通じて日頃考えていることを広く育成者及び市民一般に提言する機会を設け、これからの青少年健全育成に必要とされる青少年の考えを理解するとともに、今後の育成活動への感心と意欲を高める。

① 発表主題

『青少年が、学校・家庭・地域社会の中での体験や、友人・仲間等とのかかわりの中で、日頃考えていることを取りまとめた提言や希望』について。

② 発表者の推薦依頼先

- ・ 和良比小学校
- ・ 大日小学校
- ・ 四街道中学校
- ・ 四街道北中学校
- ・ 千葉敬愛高等学校
- ・ 千葉盲学校

③ 記念品の贈呈

発表者には記念品を贈呈する。

(3) 講演

- ① 講師
未定

- ② 演題
未定

(4) 大会標語（パンフレット掲載）

- ① テーマ

『最近、青少年によるさまざまな犯罪・事件が発生していて、こういったことが起きないようにするためには、どのように意識をもったらよいか』について。

- ② 募集方法

市内小・中学校に各3作品以上の提出を依頼するほか、市政だより・市ホームページにて公募する。

- ③ 掲載作品の選考

応募作品の中から、小学校の部で2点、中学校の部から1点、一般公募の部から1点を青少年問題協議会小委員会で選考する。

- ④ 記念品の贈呈

採用者には記念品を贈呈する。

◇ 児童・生徒 … 学校を通じて贈呈する。

◇ 一般応募者 … 郵送により贈呈する。

(5) アンケート

アンケート用紙（9ページ）を受付時に配布し、大会終了後に回収箱にて回収する。

3. 青少年健全育成キャンペーン

(1) 趣 旨

青少年の健全育成の推進を図るためには、広く市民の理解と協力を得、家庭・学校・地域社会が一体となって取り組むことが重要であることから、青少年健全育成キャンペーンを展開する。

(2) 日 時

令和4年7月2日(土) 11時45分～12時30分 【雨天中止】

(3) 場 所

四街道市文化センター ～ イトーヨーカドー前

(4) 主 催

四街道市青少年問題協議会

(5) 参加人員

50名

(青少年問題協議会、青少年補導委員連絡協議会、青少年相談員連絡協議会、子ども会育成連合会、婦人会)

(6) 活動内容

市民に対して、青少年の健全育成への理解と協力を呼びかけながら行進を行う。
併せて、青少年補導委員による「青少年健全育成啓発活動」を実施する。

4. その他

(1) 大会参加者 (予定)

1. 市議会議員
2. 教育委員
3. 社会教育委員
4. 市内各学校長 (小・中・高・盲学校・特別支援学校)
5. 区・自治会長
6. 薬物乱用防止指導委員
7. 少年警察ボランティア連絡会
8. 青少年補導委員連絡協議会
9. 青少年相談員連絡協議会
10. 小・中学校PTA
11. 高等学校PTA
12. 幼稚園協会
13. 盲学校・特別支援学校職員
14. 子ども会育成連合会
15. ボーイスカウト
16. ガールスカウト
17. 四街道こどもネットワーク
18. 体育協会
19. スポーツ少年団
20. 社会福祉協議会
21. 民生委員・児童委員協議会
22. 保護司会
23. 更生保護女性会
24. 婦人会
25. レクリエーション協会
26. ボランティア連絡協議会
27. 一般参加

(2) 役割分担

役割	担当	人数
進行	スポーツ青少年課（課長）	1名
開会のことば	教育長	1名
主催者代表あいさつ	四街道市長	1名
青少年健全育成成功労者表彰	青少年問題協議会（会長）	1名
来賓あいさつ	四街道市議会議長	1名
講演（花束贈呈）	教育委員	1名
大会宣言	青少年相談員連絡協議会（会長）	1名
閉会のことば	青少年補導委員連絡協議会（会長）	1名
受付（16名）	PTA（各中学校区）	5名
	青少年補導委員連絡協議会	4名
	子ども会育成連合会	3名
	ガールスカウト	1名
	民生委員・児童委員協議会	1名
	婦人会	2名
会場案内	青少年補導委員連絡協議会	6名
駐車場整理	青少年相談員連絡協議会	10名
青少年健全育成キャンペーン （青少年健全育成啓発活動含む）	青少年問題協議会 青少年補導委員連絡協議会 青少年相談員連絡協議会 子ども会育成連合会 婦人会	50名

(3) 配布物

青少年健全育成推進大会及び青少年健全育成キャンペーンにおいて配布するパンフレット等は、事前に青少年問題協議会小委員会で審査する。

《参考資料》

青少年健全育成推進大会『少年の主張』経過及び予定

少年の主張は、第10回大会から開催

- 第36回（平成26年） 和良比小・大日小・旭中・西中・四街道高・盲学校
- 第37回（平成27年） 八木原小・四和小・四街道中・北中・北高・（特別支援学校）
- 第38回（平成28年） 山梨小・みそら小・千代田中・旭中・敬愛高・盲学校
- 第39回（平成29年） 旭小・中央小・西中・北中・愛国附属四高・（特別支援学校）
- 第40回（平成30年） 四街道小・南小・四街道中・千代田中・盲学校・（四街道高）
- 第41回（令和元年） 栗山小・吉岡小・旭中・西中・（四街道高）・北高・（特別支援学校）
- 第42回（令和2年） 開催中止のため、翌年以降順延
- 第43回（令和3年） 同上
- 第44回（令和4年） 和良比小・大日小・四街道中・北中・敬愛高・盲学校
- 第45回（令和5年） 八木原小・四和小・千代田中・旭中・愛国附属四高・特別支援学校
- 第46回（令和6年） 山梨小・みそら小・西中・北中・四街道高・盲学校
- 第47回（令和7年） 旭小・中央小・四街道中・千代田中・北高・特別支援学校
- 第48回（令和8年） 四街道小・南小・旭中・西中・敬愛高・盲学校
- 第49回（令和9年） 栗山小・吉岡小・四街道中・北中・愛国附属四高・特別支援学校
- 第50回（令和10年） 和良比小・大日小・千代田中・旭中・四街道高・盲学校
- 第51回（令和11年） 八木原小・四和小・西中・北中・北高・特別支援学校

生涯学習推進事業 第44回四街道市青少年健全育成推進大会アンケート

今後の青少年健全育成活動・家庭教育事業の参考資料にさせていただきますので、ご協力くださいますようお願いいたします。

Q1～Q6までは、該当するところに○を付けて下さい。

Q1. あなたは、今回の推進大会で何回目のご参加になりますか

1. 初めて 2. 2回目 3. 3～5回目 4. 6回以上

Q2. あなたがこの大会に、参加されたきっかけを教えてください 【複数回答可】

1. 市政だよりを見て 2. 自治会回覧を見て 3. 所属団体からの依頼
4. 講師に興味があった 5. 少年の主張に興味があった 6. その他 ()

Q3. 推進大会の時間は

1. 短すぎる 2. 適当 3. 長すぎる

Q4. 推進大会の内容は

1. 良かった 2. 普通 3. 不満

Q5. 今回の講演内容は

1. 良かった 2. 普通 3. 不満

Q6. 少年の主張については

1. 良かった 2. 普通 3. 不満

Q7. Q3～Q5につきまして、「3.」に○を付けた方はその理由をお書きください

.....

.....

Q8. 青少年健全育成活動でどのようなことを期待しますか?

.....

.....

Q9. 今後この推進大会に望むことは何ですか?

.....

.....

Q10. あなたが子どもを育てていく中で、困ったことは何ですか?

.....

.....

アンケートへのご協力、誠にありがとうございました。このアンケート用紙は、お帰りの際、出口の回収箱に入れてください。

四街道市青少年健全育成功労者表彰規程

(目的)

第1条 この規程は、地域における青少年の健全育成に貢献又は育成活動に顕著な功績のあった者、及びその活動の中で青少年健全育成に貢献した団体を顕彰し、より一層の活動の推進を図ることを目的とする。

(表彰の種類及び対象)

第2条 表彰の種類は、個人表彰、団体表彰及び特別表彰並びに感謝状とし、対象は次のとおりとする。

- (1) 個人表彰は、市内の青少年団体及びグループ等（以下「青少年団体等」という。）の育成指導又は青少年の事故若しくは非行の防止若しくは青少年の健全育成を阻害するおそれのある有害環境の浄化若しくは非行少年の善導等の活動を、原則として10年以上行った市内に居住する成人の中から、特に顕著な功績があり当該活動を行う者及び市民の模範となる者を対象とする。ただし、表彰の日現在に当該活動を継続している者にあつては、原則として13年以上とする。
 - (2) 団体表彰は、健全な文化、教養、体育又は奉仕活動を目的に組織された青少年団体等であつて、堅実活発な活動を10年以上行った団体の中から、特に青少年の心身ともに豊かな人間性の形成に努め他の青少年団体等の模範となる団体を対象とする。
 - (3) 特別表彰は、前2号に掲げるもののほか、四街道市青少年問題協議会会長（以下「会長」という。）が、前条の目的に照らして特に表彰することが適当と認めたものを対象とする。
 - (4) 感謝状は、所有する土地又は建物を青少年又は青少年団体等に、原則として無償で5年以上提供し、当該青少年又は青少年団体等の活動を通じて、本市の青少年の健全育成に特に顕著な功績があった者又は団体を対象とする。
- 2 対象となる活動の期間の計算は、対象となる者及び団体が当該活動を開始した日の属する月から起算し、表彰の日の属する月の前月までの合計月数を12で除した数（その数には数が生じたときは切り捨てた数）を年とする。

(表彰候補者の推薦)

第3条 表彰候補者の推薦は、青少年育成指導関係者及び関係機関・団体の長が四街道市青少年健全育成功労者表彰推薦書（様式第1号）により行うものとする。

(被表彰者の決定)

第4条 前条により推薦されたものについて、会長が四街道市青少年問題協議会小委員会の意見を聴いて、被表彰者を決定する。

(表彰の日及び方法)

第5条 表彰は、四街道市青少年健全育成推進大会の日に行う。

2 表彰は、表彰状又は感謝状に記念品を添えて行う。

(委任)

第6条 この規程に定めるもののほか表彰の実施に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

様式第1号

四街道市青少年健全育成功労者表彰推薦書

令和 年 月 日

四街道市青少年問題協議会
会長 ○○ ○○ 様

住所
推薦者
氏名 印
(TEL)

四街道市青少年健全育成功労者表彰規程第3条の規定に基づき、次の者を健全育成功労者として推薦します。

表彰の種類	個人表彰・団体表彰・特別表彰・感謝状		
氏名	生年月日	年 月 日 (満 才)	
住所			
職業	勤務先		
功績の概要			
推薦理由			

※年齢は令和 年 月 日現在で記入のこと

令和3年度第1回四街道市青少年問題協議会

【参考資料】

1. 四街道市青少年問題協議会委員名簿
2. 令和3年度第1回四街道市青少年問題協議会【席次表】
3. 地方青少年問題協議会法
4. 四街道市青少年問題協議会条例

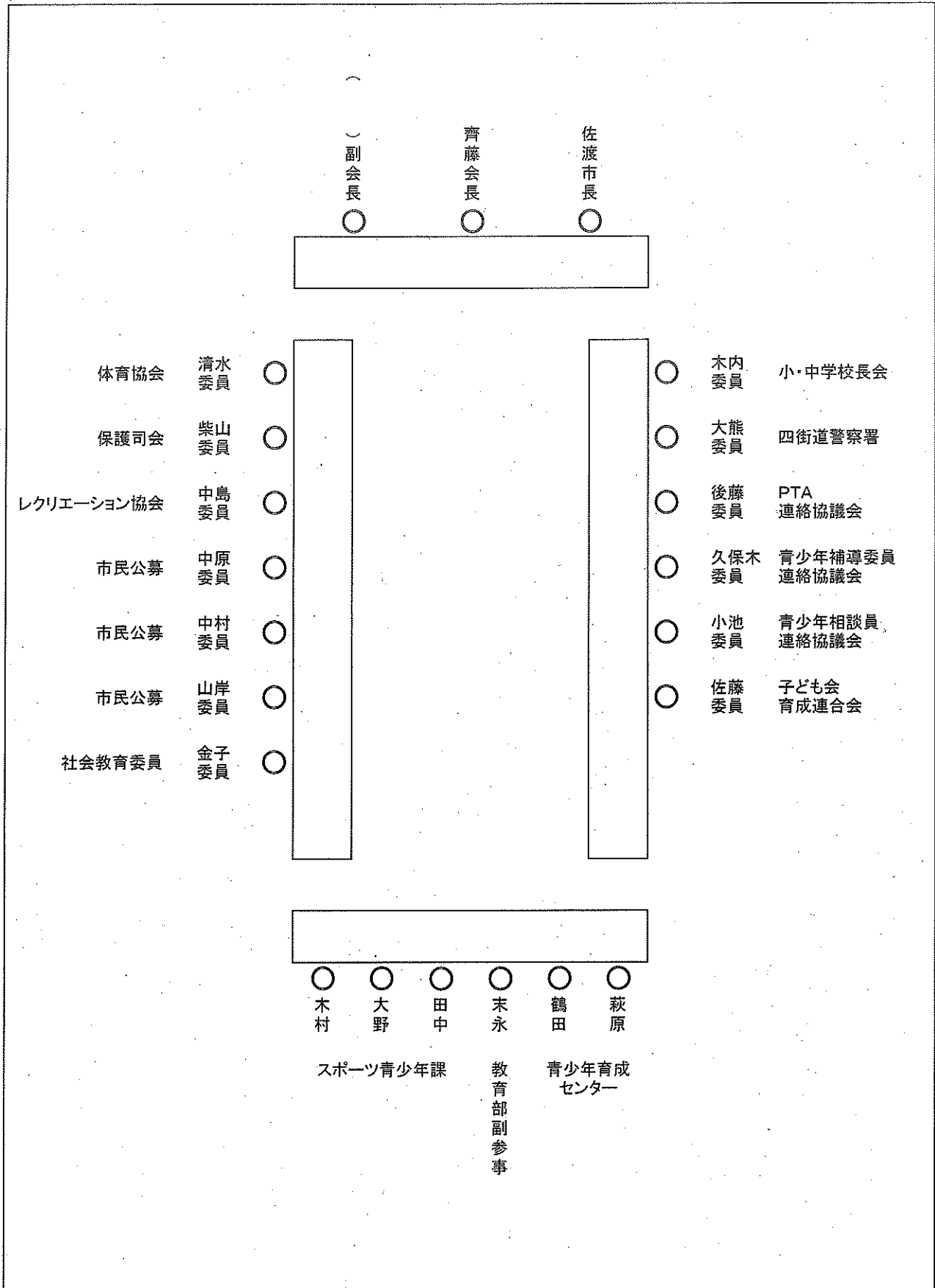
四街道市青少年問題協議会委員名簿

任期：令和4年4月30日まで（令和3年12月16日現在）

No.	氏名	選出団体等	備考
1	金子 篤正 <small>カネコ アツマサ</small>	社会教育委員	
2	木内 靖 <small>キウチ ヤスシ</small>	小・中学校長会	
3	大熊 隆志 <small>オオクマ タカシ</small>	四街道警察署	
4	後藤 陽子 <small>ゴトウ ヨウコ</small>	PTA連絡協議会	
5	久保木 利雄 <small>クボキ トシオ</small>	青少年補導委員連絡協議会	
6	小池 克彦 <small>コイケ カツヒコ</small>	青少年相談員連絡協議会	
7	佐藤 光江 <small>サトウ ミツエ</small>	子ども会育成連合会	
8	清水 悦美 <small>シミズ エツミ</small>	体育協会	
9	齊藤 康治 <small>サイトウ コウジ</small>	社会福祉協議会	
10	内貴 隆 <small>ナイキ タカシ</small>	民生委員・児童委員協議会	
11	柴山 充江 <small>シバヤマ ミツエ</small>	保護司会	
12	中島 隆 <small>ナカジマ タカシ</small>	レクリエーション協会	
13	中原 三代子 <small>ナカハラ ミヨコ</small>	市民公募	
14	中村 さとし <small>ナカムラ</small>	市民公募	
15	山岸 竜治 <small>ヤマギシ リュウジ</small>	市民公募	

令和3年度第1回四街道市青少年問題協議会【席次表】

(市役所 新館5階第1会議室)



地方青少年問題協議会法

(昭和二十八年七月二十五日法律第八十三号)

最終改正:平成二五年六月一四日法律第四四号

(設置)

第一条 都道府県及び市(特別区を含む。以下同じ。)町村に、附属機関として、それぞれ都道府県青少年問題協議会及び市町村青少年問題協議会(特別区にあつては、特別区青少年問題協議会。以下同じ。)(以下「地方青少年問題協議会」と総称する。)を置くことができる。

(所掌事務)

第二条 地方青少年問題協議会は、当該地方公共団体における次の各号に掲げる事務をつかさどる。

一 青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する総合的施策の樹立につき必要な重要事項を調査審議すること。

二 青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する総合的施策の適切な実施を期するために必要な関係行政機関相互の連絡調整を図ること。

2 地方青少年問題協議会は、前項に規定する事項に関し、当該地方公共団体の長及びその区域内にある関係行政機関に対し、意見を述べることができる。

(組織)

第三条 地方青少年問題協議会は、会長及び委員若干人で組織する。

(相互の連絡)

第四条 地方青少年問題協議会は、相互に緊密な連絡をとらなければならない。

(経費)

第五条 国は、都道府県青少年問題協議会を置く都道府県及び市青少年問題協議会を置く地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市に対し、予算の範囲内において、当該都道府県青少年問題協議会及び市青少年問題協議会の運営に要する経費の一部を補助することができる。

(条例への委任)

第六条 この法律に定めるものを除くほか、地方青少年問題協議会に関し必要な事項は、条例で定める。

附 則 抄

1 この法律は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和三二年六月一日法律第一五八号) 抄

(施行期日)

1 この法律は、昭和三十二年八月一日から施行する。

附 則（昭和三七年四月一六日法律第七七号）抄

（施行期日）

- 1 この法律は、公布の日から施行する。

附 則（昭和四一年三月三一日法律第一六号）抄

（施行期日）

- 1 この法律は、昭和四十一年四月一日から施行する。

附 則（昭和四三年六月一五日法律第九九号）抄

（施行期日）

- 1 この法律は、公布の日から施行する。

附 則（昭和五八年一二月二日法律第八〇号）抄

（施行期日）

- 1 この法律は、総務庁設置法（昭和五十八年法律第七十九号）の施行の日から施行する。

附 則（平成一一年七月一六日法律第一〇二号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

二 附則第十条第一項及び第五項、第十四条第三項、第二十三条、第二十八条並びに第三十条の規定 公布の日

（職員の身分引継ぎ）

第三条 この法律の施行の際現に従前の総理府、法務省、外務省、大蔵省、文部省、厚生省、農林水産省、通商産業省、運輸省、郵政省、労働省、建設省又は自治省（以下この条において「従前の府省」という。）の職員（国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）第八条の審議会等の会長又は委員長及び委員、中央防災会議の委員、日本工業標準調査会の会長及び委員並びにこれらに類する者として政令で定めるものを除く。）である者は、別に辞令を発せられない限り、同一の勤務条件をもって、この法律の施行後の内閣府、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省若しくは環境省（以下この条において「新府省」という。）又はこれに置かれる部局若しくは機関のうち、この法律の施行の際現に当該職員が属する従前の府省又はこれに置かれる部局若しくは機関の相当の新府省又はこれに置かれる部局若しくは機関として政令で定めるものの相当の職員となるものとする。

（別に定める経過措置）

第三十条 第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附 則（平成二五年六月一四日法律第四四号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

二 第一条、第五条、第七条（消防組織法第十五条の改正規定に限る。）、第九条、第十条、第十四条（地方独立行政法人法目次の改正規定（「第六章 移行型地方独立行政法人の設立に伴う措置（第五十九条—第六十七条）」を「第六章 移行型地方独立行政法人の設立に伴う措置（第五十九条—第六十七条）」

第六章の二 特定地方独立行政法人から一般地方独立行政法人への移行に伴う措置（第六十七条の二—第六十七条の七）」に改める部分に限る。）、同法第八条、第五十五条及び第五十九条第一項の改正規定並びに同法第六章の次に一章を加える改正規定を除く。）、第十五条、第二十二條（民生委員法第四条の改正規定に限る。）、第三十六条、第四十条（森林法第七十条第一項の改正規定に限る。）、第五十条（建設業法第二十五条の二第一項の改正規定に限る。）、第五十一条、第五十二条（建築基準法第七十九条第一項の改正規定に限る。）、第五十三条、第六十一条（都市計画法第七十八条第二項の改正規定に限る。）、第六十二条、第六十五条（国土利用計画法第十五条第二項の改正規定を除く。）及び第七十二条の規定並びに次条、附則第三条第二項、第四条、第六条第二項及び第三項、第十三条、第十四条（地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）第百四十一条の二の次に二条を加える改正規定中第百四十一条の四に係る部分に限る。）、第十六条並びに第十八条の規定 平成二十六年四月一日

（罰則に関する経過措置）

第十条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあつては、当該規定）の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第十一条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

○四街道市青少年問題協議会条例

昭和39年1月19日

条例第31号

改正 昭和56年3月31日条例第8号

平成2年3月31日条例第16号

平成13年3月27日条例第10号

(題名改称)

平成25年12月26日条例第40号

(設置)

第1条 地方青少年問題協議会法(昭和28年法律第83号。以下「法」という。)第1条の規定により、四街道市青少年問題協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(平13条例10・一部改正)

(所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 青少年の指導育成、保護及び矯正に関する総合的施策の樹立に必要な事項を調査審議すること。
- (2) 青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する総合的施策の適切な実施を期するために必要な関係行政機関相互の連絡調整を図ること。

2 協議会は、前項に規定する事項に関し当該地方公共団体の長及び区域内にある関係行政機関諸団体に対し、意見を述べることができる。

(平25条例40・一部改正)

(組織)

第3条 協議会は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 関係行政機関の職員
- (2) 関係団体の代表者
- (3) 学識経験のある者
- (4) 公募による市民

- 3 委員の任期は、2年とする。ただし、欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 前項の委員は、再任されることができる。
- 5 協議会に専門事項を調査させる必要があるときは、専門委員を置くことができる。
- 6 委員及び専門委員は、非常勤とする。

(平13条例10・平25条例40・一部改正)

(会長及び副会長)

第4条 協議会に会長及び副会長各1人を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。
- 3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(平25条例40・追加)

(会議)

第5条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 協議会は、必要があると認めるときは、関係者に必要な資料を提出させ、又は会議に出席して説明することを求めることができる。

(平25条例40・追加)

(庶務)

第6条 協議会の庶務は、規則で定める機関において処理する。

(平2条例16・一部改正、平25条例40・旧第4条繰下)

(委任)

第7条 この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。

(平25条例40・旧第5条繰下)

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和56年条例第8号）

この条例は、昭和56年4月1日から施行する。

附 則（平成2年条例第16号）

この条例は、平成2年4月1日から施行する。

附 則（平成13年条例第10号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の四街道市青少年問題協議会条例の規定は、平成13年1月6日から適用する。

附 則（平成25年条例第40号）

この条例は、平成26年4月1日から施行する。